

土砂災害ハザードマップ LANDSLIDE HAZARD MAP

神奈川県により、鎌倉市内に『土砂災害警戒区域』が指定されました。
この土砂災害ハザードマップは、土砂災害警戒区域の範囲などを示し、土砂災害への注意に関する情報などを記載したものです。マップをご確認いただき、日頃から崖崩れに対する警戒を行うとともに、大雨や台風等によりいざという時には、早めの避難を心掛けてください。

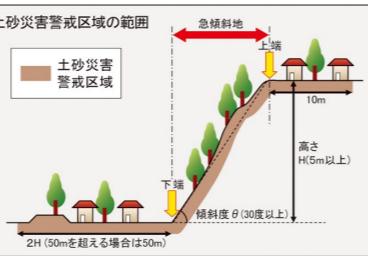
(本図は鎌倉市ホームページで公開中)。

土砂災害防止法と土砂災害警戒区域

神奈川県が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(通称:土砂災害防止法)(平成13年施行)に基づき、「急傾斜地の崩壊(崖崩れ)」による災害への注意が必要な区域として、一定規模を超える斜面地及びこれに接する区域を指定しました。これが「土砂災害警戒区域」です。

土砂災害警戒区域は**傾斜地の形態に着目**し、一律に指定されるもので、「急傾斜地の崩壊」に関する指定基準は、次のとおりです。(右図参照)

1. 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
2. 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
3. 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍以内(50mを超える場合は50m)



土砂災害防止法は、土砂災害の注意が必要な区域を周辺にお住まいの方々に認識していただき、大雨等による土砂災害への警戒が必要な時には、自らの判断で安全を確保していくことなどを目的として定められています。そのため、市町村は、県による当該区域の指定に伴い、土砂災害ハザードマップを作成し、区域内にお住まいの皆さんへ周知することによって、住民自らが避難場所の確認や情報の収集を行うなど、円滑な避難行動が実施されるよう支援いたします。

注) 区域に指定されることが直接、崖崩れの危険性を示しているということではありません。

市では、区域指定に合わせて、情報伝達手段の整備を行うなど、円滑な避難に向けた取組みを進めてまいります。
なお、神奈川県は、区域指定にあたり、予定される区域及びその周辺にお住まいの方々を対象に、事前に指定説明会を開催しております。

◎区域の指定に関してのお問い合わせ………神奈川県藤沢土木事務所 TEL 0466-26-2111

土砂災害ハザードマップの活用を!

大雨や台風などによる崖崩れから、自らの生命などの安全を確保するためには、皆さん自身が防災意識を高め、さまざまな情報を収集し、日頃から災害に対し備えていただくことがとても重要です。

本マップには崖崩れに関する基本的な事項を記載していますので、各欄をご確認いただき、「日頃の備え」にお役立てください。



急傾斜地の崩壊(崖崩れ)の特徴

崖崩れは、大雨や台風等により、斜面(崖)が突然崩れ落ちる現象です。

崩れた土砂は、崖の高さ以上に離れた場所まで到達することがあります。前兆現象などを確認するなど、危険を感じたら、すばやく避難することが大切です。

前兆現象

大雨などにより、崖に水が浸透することで崖の抵抗力が弱くなることが崖崩れが発生する大きな要因の一つとして考えられます。崖崩れの発生前には、次のような「前兆現象」が見られることがあります。



これらの現象が継続することで、崖の安定性が弱くなり、崖崩れ発生の危険性は高まっています。



簡単な防災措置

神奈川県防災海岸課HP「かけ崩れとは」を参考に作成

大雨や台風に備え、簡単な防災措置を実施しましょう

